

# 農業者への物価高騰に対する支援について

## (羽生市農業用肥料高騰対策補助金)

農業資材価格の高騰により、生産コストが増加している市内農業者に対して、営農継続を支援します。

### 対象者 (次の全ての要件に該当する農業者)

- 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人
- 令和4年分の税申告をしている、かつ農業収入のある者  
または、令和5年1月以後に営農を開始した者  
※当該補助金申請者と税申告者の名義は同一のものとする
- 令和4年分の税申告で、農業に係る肥料費が2万円以上ある者
- 今後も営農を継続する意思のある者
- 市税を滞納していない者

要件に該当するかどうか  
チェック☑してみましょう!



#### 給付額

令和4年分税申告における  
肥料費の**15%**

#### 補助上限額

認定農業者及び 認定新規就農者	上限 <b>50</b> 万円
上記以外の方	上限 <b>10</b> 万円

#### 申請期間

令和5年**8月15日**(火)～令和5年**11月15日**(水) **必着**

#### 申請方法

申請書類を農政課窓口まで  
提出(郵送も可)  
※申請期間中は随時受付  
(平日8:30~17:00)

#### 問い合わせ先

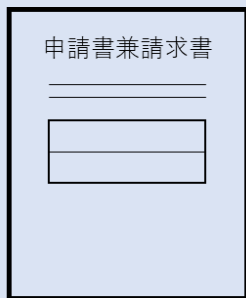
#### 羽生市農政課農業政策係

〒348-8601 羽生市東6丁目15番地  
☎048-561-1121 (内線282)

# 必要書類

※申請書類は市ホームページよりダウンロードできます。また各公民館でも配架しております。

## ①申請書兼請求書



羽生市農業用肥料高騰対策補助金交付申請書兼請求書

## ②同意書



## ③本人確認書類



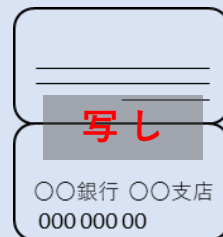
【個人】運転免許証（両面）等  
【法人】履歴事項全部証明書

## ④農業収入及び肥料費の確認ができる書類



【個人】令和4年分青色申告決算書（農業所得用）  
または令和4年分収支内訳書（農業所得用）等  
【法人】決算書

## ⑤振込先の通帳の写し



口座名義、口座番号のわかるページ



農政課窓口のほか、

下記の日程で市役所101会議室及び各公民館でも申請受付を行います

日付	会場	日時
9月11日（月）・9月12日（火）	羽生市役所101会議室	9：00～12：00
9月13日（水）・9月19日（火）	羽生市役所101会議室	13：30～17：00
9月21日（木）	三田ヶ谷公民館	9：00～12：00
	村君公民館	13：00～16：00
9月22日（金）	新郷公民館	9：00～12：00
	岩瀬公民館	13：00～16：00
9月25日（月）	手子林公民館	9：00～12：00
	須影公民館	13：00～16：00
9月27日（水）	井泉公民館	9：00～12：00
	川俣公民館	13：00～16：00